

個人番号の取得について

健康保険組合は、マイナンバーを利用して事務を行う「個人番号利用事務実施者」に該当し、他の機関との情報連携を実施するために、加入者の皆さまのマイナンバーを取得する必要があります。当健保では、事業主または住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）経由で収集いたしますが、住基ネットで取得できなかった方については、健保より別途ご連絡し、個別にご提出いただきますので、ご協力をお願いいたします。

【ご参考：番号法第十四条（提供の要求）】

個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等进行处理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

2 個人番号利用事務実施者（政令で定めるものに限る。第十九条第四号において同じ。）は、個人番号利用事務进行处理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報（同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第十九条第四号及び第五十一条において同じ。）の提供を求めることができる